

■国内募集型企画旅行条件書■

・お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

・本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、富士急湘南バス株式会社(以下「当社」といいます)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」といいます)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 旅行のお申込み方法及び契約の成立

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お一人様につき下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
------	-------	----------------	-----------------	------------------	--------

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (5) お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約のお申込み時にお申し出下さい。このとき、当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (6) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。
- (7) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」といいます)を旅行開始日の前日までにしてお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。なお、お客様から手配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は手配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にお答えいたします。

3 申込条件

- (1) 原則として20未満の方が単独で参加の場合は、保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とすることがあります。
- (2) 参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常等の慢性疾患のある方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただきます。いずれの場合も現地の事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。
- (4) お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態となったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5 旅行代金の適用

- (1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)2歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

6 旅行代金に含まれているもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(特に表示のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料金及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7 旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を越える分について)
- (2) クリーニング代、電報・電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- (4) お客様の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学科、食事代、写真代、交通費等)
- (5) ご自宅から発着地までの交通費、宿泊費等

8 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、第20項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (2) 第8項の事由により旅行内容を変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加又は減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第3者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。また契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

11 お客様による旅行契約の解除・払戻し

- (1) お客様は、第14項に定める取消料を当社に支払っていつでも旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第19項(1)に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ロ. 第9項(1)及び同項(2)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ニ. 当社が、お客様に対し第2項(7)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

12 当社による旅行契約の解除及び履行中止

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - イ. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ロ. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ハ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - ニ. お客様の数が契約書面に記載した最少履行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日前)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ホ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (2) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社はその翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様には当社に対し第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

13 旅行開始後の解除・払戻し

- (1) お客様の解除・払戻し
 - ロ. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。
 - イ. 当社はつぎに掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
 - (a)お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ロ. 本項(2)イ.により旅行契約の解除が行なわれたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
 - ハ. 本項(2)イ. (a)、(c)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

14 取消料

宿泊プラン以外

取 消 日 区 分		宿泊付旅行	日帰り旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1)21日目に当たる日以前の解除	無 料	-
	11日目に当たる日以前の解除	-	無 料
	(2)20日目に当たる日以降の解除 (3)~(6)を除く	旅行代金の 20%	-
	10日目に当たる日以降の解除	-	旅行代金の 20%
	(3)7日目に当たる日以降の解除 (4)~(6)を除く	旅行代金の30%	
	(4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	
(5)旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%		
(6)旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%		

宿泊プランの場合

予約人員	取消料率										
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8～14日前	
1～14名	100%	50%	20%			無料					
15～30名	100%	50%	20%				無料				
31名以上	100%	50%	30%	20%			10%				

(2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱以上の事由に基づき取消しになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

15 添乗員等

- コース名欄に添乗員同行と表示のあるものは、添乗員が同行します。
イお客様は、旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。
ロ添乗員等の業務は、原則として8時から20時までといたします。
- コース名欄に個人旅行の表示のあるものは、添乗員は同行致しません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

16 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。
- 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
イ. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ロ. 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは中止、ハ. 官公署の命令又は伝染病による隔離、ニ. 自由行動中の事故、ホ. 食中毒、ヘ. 盗難、ト. 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

17 お客様の責任

お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

18 特別補償

- 当社は、第16項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害については補償金及び見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては損害補償金をお支払いします。なお、当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(オプショナルツアー)については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほかスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は前(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- 当社が、前(1)に基づく補償金支払義務と第16項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

国内旅行傷害保険加入のすすめ

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますよう、おすすめいたします。

19 旅程保証

- 当社は、下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第9項(2)かつこ書に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に下記の表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、第16項の当社の責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。

イ次に掲げる事由による変更

(a)天災地変、(b)戦乱、(c)暴動、(d)官公署の命令、(e)運送・宿泊機関の旅行

サービス提供の中止、(f)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(g)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

ロ第11項と第12項および第13項(2)の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

ハ. 下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した日程からの変更で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

<変更補償金>

変更保証金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は 旅行終了日の変更	1.5	3
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1	2
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1	2
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1	2
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1	2
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1	2
7. 全各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に 記載があった事項の変更	2.5	5

- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。またお客様一人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- (4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第16項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第16項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに当社がお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 第4号又は第6号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3 第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までを適用せず、第7号によります。

20 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については各パンフレットに明示した日となります。

21 通信契約による旅行条件

● 当社はクレジットカードでの旅行代金の決済を行っておりません。以下一部手続き上不可能な部分があります。

(1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金等)のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

(2) 通信契約により旅行契約を締結する際の旅行条件は、「通信契約」により旅行契約を締結するときに使用する旅行業約款によります。その主要な点をご案内します。

●通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「主催旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申しあげいただきます。

●通信契約による主催旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受託した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

●通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が主催旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、または払戻責務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

22 その他

(1) 本条件書の各号にいう旅行代金とは、募集広告又はパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、第14項の取消料、第19項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。

(2) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸経費、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物の回収等に伴う諸費用及び別行動のために要した費用についてはお客様にご負担いただきます。

(3) お客様に便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) その他の事項については、別途お渡しする旅行書面等、当社主催旅行約款によります。

旅館・ホテル等においてお客様が酒類・料理・その他のサービス等を加算された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

お申込み後のお問い合わせ先

富士急湘南バス株式会社 本社営業所 (湘南お気軽クラブ)

TEL 0465-84-0093 FAX 0465-82-0645

神奈川県知事登録国内旅行業 第2-922号

〒258-0003 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領360

営業日 年中無休 営業時間 平日 9:00~18:00 ・ 土休日 9:00~16:00

旅行業務取扱管理者 窪田 努

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。